

## 司法修習生考試委員会規則

昭和二十四年三月八日考試委員会可決制定  
一部改正 昭和二十六年十月二十六日考試委員会可決

**第一条 司法修習生考試委員会**（以下委員会といふ。）に関しては、司法修習生に関する規則（昭和二十三年最高裁判所規則第十五号）に定めるものの外、この規則の定めるところによる。

**第二条 委員会は、委員長が、これを招集する。**

委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

**第三条 委員会の会議は、秘密とする。**

**第四条 委員会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。**

委員会の議事は、出席した委員長及びその他の委員の過半数によりこれを決する。可否同数のときは、委員長が、これを決する。

**第五条 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員が、その職務を代行する。**

**第六条 委員の任期は三年とする。但し、再任及び委員の任期を延長することは妨げない。**

**第七条 委員会に幹事一人を置く。**

幹事は、最高裁判所事務総局人事局長を以つて、これに充てる。

幹事は、委員長の命を受けて、庶務を掌る。

**第八条 委員会に書記五人を置く。**

書記は、裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを命ずる。

書記は、委員長及び幹事の命を受けて、庶務に従事する。

**第九条 この規則及び司法修習生に関する規則に定めるものの外、委員会に関し、必要な事項は、委員会がこれを定める。**